

平成 20 年 6 月 10 日

厚生労働大臣 舩添 要一 殿
厚生労働省医薬食品局長 高橋 直人 殿
厚生労働省医薬食品局審査管理課長 中垣 俊郎 殿

特定非営利活動法人えじそんくらぶ
代表 高山 恵子

要望書

AD/HD（注意欠陥／多動性障害）治療薬の早期承認について

AD/HD と診断される子どもや成人は、諸外国のデータでは約 3%前後存在するといわれています。AD/HD は、そもそも障害として認められにくく、結果的に未診断・未治療の場合も少なくありません。その場合には学校や家庭などにおいて社会生活や学業に著しい支障をきたし、友達関係などの集団生活においても不適応を起こすなど、さまざまな問題が生じてしまうことがあります。こうした状況に対して適切な環境調整や薬物治療がなされる必要がありますが、わが国において AD/HD 治療の選択肢は諸外国と比べて整備されておられません。

昨年 10 月に国内初の AD/HD 保険適応薬が承認されたことに関しましては、貴省のご尽力に深く感謝いたします。しかしながら、保険適応薬はこの 1 剤のみであり、また厳しい流通制限が課せられております。さらに、この薬が AD/HD と診断される子どもや成人すべてに有効性を示すことではありません。治療の選択肢を増やす意味でも、当会といたしましては早急に関連する他の薬剤が早期に承認されていくことを強く希望いたします。

発達障害者支援法の施行後、AD/HD をもつ子どもたちへの支援の必要性は教育、医療の分野にとどまらず広く認識されるようになっておりますが、AD/HD を持つ子ども、成人のそれぞれの状況、特性などに応じた適切な治療が行われるためには複数の薬物治療の選択肢が不可欠と考えます。貴省におかれましても、AD/HD に対する有効な薬剤の迅速な審査および早期承認に対し、格段のご高配を賜りますよう要望いたします。